

八千代市個人市民税に係る減免要領

(目的)

第1条 この要領は八千代市税条例（昭和29年八千代市条例第26号。以下、「条例」という。）第51条に規定する個人の市民税の減免の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(減免の取扱い)

第2条 減免の対象とする税額は、納期限までに八千代市税条例第51条第2項本文に規定する申請書及び必要書類の提出がなされ、以後に納期限が到来する当該年度の納期にかかる税額について適用し、いまだ納付していない税額とする。

(生活保護者の減免)

第3条 市長は、条例第51条第1項第1号に該当する者について、減免することができる。

(所得の著しい減少者等の減免)

第4条 市長は、条例第51条第1項第2号に該当する者について、将来にわたって納付が困難と認められ、次に掲げるところに該当する納税義務者を減免することができる。

- (1) 同一の住所に居住する者を含めて、生活の状況が生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に基づき算定した最低生活費以下である者。
- (2) 疾病又は負傷のため、引き続き1年を超える入院が必要であることにより就労不能の者。

但し、定年及び自己の都合による退職による場合はこの限りではない。

(学生及び生徒の減免)

第5条 市長は、条例第51条第1項第3号に該当する者について、次に掲げるところに該当する納税義務者であって、均等割のみを課される者について減免することができる。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校の学生もしくは生徒。
- (2) 国、地方公共団体、学校法人等によって設置された専修学校又は各種学校のうち一定の課程を履修する者。
- (3) 職業能力開発促進法の規定による認定職業訓練を行う職業訓練法人で、一定の課程を履修する者。

なお、年度の途中で学位等を取得し履修を終えた場合は、当該年度中は事由が継続するものとする。

(第3条から第5条に掲げる者の他、特別の事情がある者の減免)

第6条 市長は、条例第51条第1項第5号に該当する者について、別途定めるところに該当する納税義務者を減免することができる。

(提出書類)

第7条 第3条から第5条に規定する市民税の減免を受ける者は、条例第51条第2項の規定によるほか、別表に規定する書類を提出しなければならない。

2 第6条に規定する市民税の減免を受ける者についての必要書類については、別途定めるところに該当する書類を提出しなければならない。

3 郵送にて書類を提出する場合は、提出書類が整い収受された日を申請日とする。

(減免事由の喪失)

第8条 条例第51条第1項の各号に該当しなくなったとき、申請者は直ちにその旨を申告しなければならない。

(減免の取消し)

第9条 市長は、虚偽の申請その他不正な行為により市民税の減免を受けた者があることを発見したときは、直ちにその者に係る減免を取消すものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、市民税の減免に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表

区分	提出書類
第3条	被保護世帯証明書等
第4条	雇用保険支払通知書又は失業等を証する書類、納税義務者の所得を証する書類、預貯金等金融資産の額を証する書類、負傷・疾病などを証する診断書等
第5条	学生及び生徒であることを証明する書類（学校教育法第1条に規定する学校の生徒又は児童）又は、勤労学生控除対象となる学校であることの証明書及び学生及び生徒であることを証明する書類